## 配置販売業の業務体制等の概要

(1)配置する医薬品の区分	□第1類医薬品 □指定第2類医薬品 □第2類医薬品 □第3類医薬品 ↓									
	(第1類医薬品を配置しない場合は以下の(4), (7)の項目の記載は不要)									
(2)配置販売業の営業時間	• 曜日	$\sim$	曜日	:	$\sim$	:	営業時間のコ	し週間の総和	1	
	• 曜日	$\sim$	曜日	:	$\sim$	:		①	時間	
(3)一般用医薬品を配置販売	n33 F	1	n33 11				薬剤師及び	登録販売者は	ぶ一般用医	
する時間(顧客の居宅等を 訪問し配置販売業務を行う 時間)	• 曜日	1 ~	曜日	:	$\sim$	:	薬品を配置す	「る勤務時間	数の1週間	
	• 曜日	$\sim$	曜日	:	$\sim$	:	の総和	2	時間	
L.7  H1/							第1類医薬品			
(4)第1類医薬品を配置販売す る時間	・ 曜日~ 曜日 : ~ : 薬剤師の週当が							当たり勤務	寺間数の総	
	• 曜日	$\sim$	曜日	:	$\sim$	:	和	_		
								<u> </u>	時間	
(5)鹿児島県内における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和 ④							4	時間		
(6)薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の1週間の総和(②) <u>時間</u> ≧鹿児島県内における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和/2(④/2) <u>時間</u>									<u> </u>	
(7)第1類医薬品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和(③) 時間										
(8)一般用医薬品の適正配置を確保するための,指針の策定,従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか									有・無	
(9)次に掲げる事項を講じているか。										
・ 従事者から配置販売業者への事故報告の体制の整備										
									有・無	
・ 一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的 とした改善のための方策										
□ 既存配置との明確な区分けにつ □ 既存配置の許可はない。   □ 新配置販売業の許可取得後,既存配置販売業の許可は廃止する。										
いて		□ 新配置販売業の許可取得後も既存配置販売業の許可を継続する。								
※指針及び手順書に反映させること □ □配置箱その他の医薬品の保管場所を明確に区分けしている。										
□配置従事者の勤務体系を明確に区分けしている。										
□その他の区分けする方法										